|  |  |
| --- | --- |
| 受理日 |  |
| 整理番号 |  |

年　　月　　日

**状況申告書**

（宛先）流山市学童クラブ指定管理者

　社会福祉法人　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　流山市社会福祉協議会　　宛　　　　　　　氏　名：　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　児童の学童クラブへの入所申請に際し、保護者および同居する家族が就労以外により児童の保育に支障を来すため、以下に具体的な申告を致します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １. 入所申請児童 | 氏名 |  | | 学年 | 年生 |
| 学童クラブ名 | | （　　　　　　　　　）学童クラブ | | |
| ２. 家庭保育に欠ける事由（該当する項目に○を付ける）  通学　・　疾病　・　療養　・　出産　・　介護　・　その他（　　　　　　） | | | | | |
| ３. 状況を具体的に記述及び証明書 | | | | | |
| ４．証明書類添付（例：通学証明書など） | | | | | |
| ５. 本書の提出により学童クラブへの入所申請を行う場合に、約束する事項  　①児童の入所後、当該保護者の状況に変更が生じた際は、指定管理者に速やかに届け出ること。  　②本書の有効期間は指定管理者がこれを受理した日から起算して90日を限度とし、有効期間満  　　了日までに当該保護者の状況に変更がない場合は、失効前日に改めて申告すること。  　③当該保護者の状況が本書に記載された内容と異なる事実が明らかになった場合は、虚偽の申  　　告と判断され、児童の学童クラブへの入所を取り消されても異議申し立てをしないこと。  　④入所学童クラブに待機児童が発生した場合、指定管理者は就労証明等の公的な証明書類の提  　　出を以て入所申請を行う家庭を優先的に受け入れることを容認すること。  　⑤入所許可中の年度内であっても上記④の事態に於いては、本書が効力を有する90日間満了を  　　以て入所の取消しに至っても異議申し立てをしないこと。 | | | | | |